

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	福祉医療費(障害)給付事業に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福知山市は、福祉医療費(障害)給付事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

京都府福知山市長

公表日

令和7年4月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	福祉医療費(障害)に関する事務
②事務の概要	福知山市福祉医療給付事業実施要綱に基づき、重度又は中度の身体障害、知的障害又は精神障害を有する者に対し福祉医療を給付する。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 1 福祉医療費受給者証交付申請の受付、審査、決定、更新事務 2 福祉医療費の支給申請の受付、審査、支払事務 3 Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務 ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	基幹業務支援システム (topicsNeo 住民基本台帳) 統合宛名システム 中間サーバーコネクタ 中間サーバー 標準準拠システム(福祉系)
2. 特定個人情報ファイル名	
福祉医療費(障害)情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項、第19条第6号 福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1の20の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号 福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1の20の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部障害者福祉課
②所属長の役職名	障害者福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒620-8501 京都府福知山市宇内記13番地の1 電話 0773-24-7027
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部障害者福祉課 〒620-8501 京都府福知山市宇内記13番地の1 電話 0773-24-7017
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月28日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	下記の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても、必ず複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>福知山市情報セキュリティポリシー及び福知山市個人情報保護法施行条例に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一発生した場合に備え、バックアップを保管している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を含む書類は、その用が完了した後個人番号を黒塗りのうえ施錠ができる書棚等に保管することを徹底する。 ・不要文書は復元不可能な手段として焼却処理を行う。 <p>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成28年10月1日時点	事後	
平成28年11月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成28年10月1日時点	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	市長公室秘書課	市長公室秘書広報課	事後	
平成29年11月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年10月1日時点	平成29年11月1日時点	事後	
平成29年11月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年10月1日時点	平成29年11月1日時点	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署	①福祉保健部社会福祉課 ②社会福祉課長 芦田雅子	①福祉保健部障害者福祉課 ②障害者福祉課長 小野木 正章	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	市長公室秘書広報課	市民総務部市民課	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福祉保健部社会福祉課	福祉保健部障害者福祉課	事後	
平成30年12月7日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	topics21(障害福祉システム) 基幹業務支援システム(topicsNeo 住民基本台帳)	topics21(障害福祉システム) 基幹業務支援システム(topicsNeo 住民基本台帳)	事前	
平成31年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署	①福祉保健部障害者福祉課 ②障害者福祉課長 小野木 正章	①福祉保健部障害者福祉課 ②障害者福祉課長	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策	-	(追加)	事後	
令和2年7月28日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	topics21(障害福祉システム) 基幹業務支援システム(topicsNeo 住民基本台帳)	基幹業務支援システム(topicsNeo 住民基本台帳) 統合宛名システム	事後	5年経過前の評価の再実施
令和2年7月28日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第2項 福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく	番号法第9条第2項 福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく	事後	5年経過前の評価の再実施
令和2年7月28日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年11月1日時点	令和2年7月28日時点	事後	5年経過前の評価の再実施
令和2年7月28日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年11月1日時点 500人未満	令和2年7月28日時点 500人以上	事後	5年経過前の評価の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月28日	IV リスク対策 8 監査 実施の有無	内部監査	自己点検・内部監査	事後	5年経過前の評価の再実施
令和7年3月31日	表紙 評価書名 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	福祉医療(マル障)に関する事務	福祉医療費(障害)に関する事務		
令和7年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	福祉医療(マル障)に関する事務	福祉医療費(障害)に関する事務	事前	標準化、PMH、番号連携の実施による評価の再実施
令和7年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	—	(追加)	事前	標準化、PMH、番号連携の実施による評価の再実施
令和7年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	番号連携サーバー 福祉系基幹業務支援システム	中間サーバーコネク 標準準拠システム(福祉系)	事前	標準化、PMH、番号連携の実施による評価の再実施
令和7年3月31日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	福祉医療受給者台帳ファイル	福祉医療費(障害)情報ファイル	事前	標準化、PMH、番号連携の実施による評価の再実施
令和7年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第2項 福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1の19の項	番号法第9条第2項、第19条第6号 福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1の20の項	事前	標準化、PMH、番号連携の実施による評価の再実施
令和7年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	実施しない	実施する 番号法第19条第9号 福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1の20の項	事前	標準化、PMH、番号連携の実施による評価の再実施
令和7年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和2年7月28日時点	令和7年2月28日時点	事前	標準化、PMH、番号連携の実施による評価の再実施
令和7年3月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	(追加)	事前	標準化、PMH、番号連携の実施による評価の再実施
令和7年3月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	(追加)	事前	標準化、PMH、番号連携の実施による評価の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月16日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署	①福祉保健部障害者福祉課 ②障害者福祉課長	①健康福祉部障害者福祉課 ②障害者福祉課長	事後	
令和7年4月16日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	市民総務部市民課	総務部総務課	事後	
令和7年4月16日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	福祉保健部障害者福祉課	健康福祉部障害者福祉課	事後	